

4 児童虐待相談の対応

(1) 安全確認

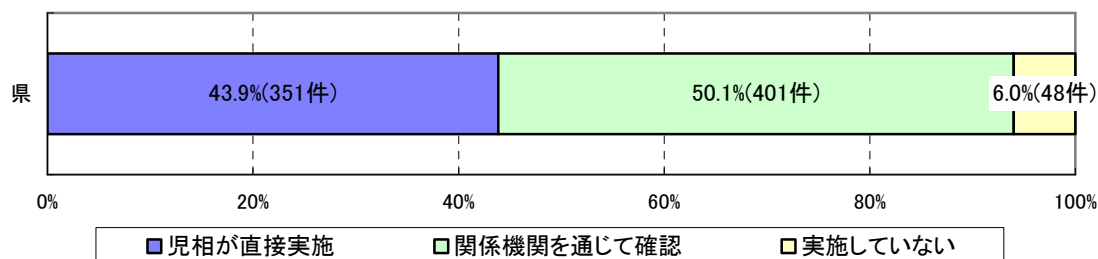
- 虐待通告を受けた際の子どもの安全確認は、「関係機関を通じての確認」が50.1%と、「児相が直接実施」の43.9%を上回っており、安全確認を実施した機関は、「学校」35.7%、「警察」29.4%、「市町村」12.5%の順である。通告した機関において、通告時に既に安全確認がなされている場合が多く、このため、児相が直接実施した割合が低い。
- 通告時に関係機関が安全確認を実施している場合も含め、緊急介入が必要なケースについては、身柄付通告を除いて、児相が直接安全確認を行っている。また、48時間以内に安全確認ができなかった場合でも、後日、すべての子どもの安全確認を行っている。
- 前回調査では、法的対応の実績はなかったが、今回は11件となっている。

※子どもの安全確認について

児童相談所運営指針において、児童相談所が虐待通告を受けた場合の安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とするとされているほか、当該所定時間は、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましいとされている。

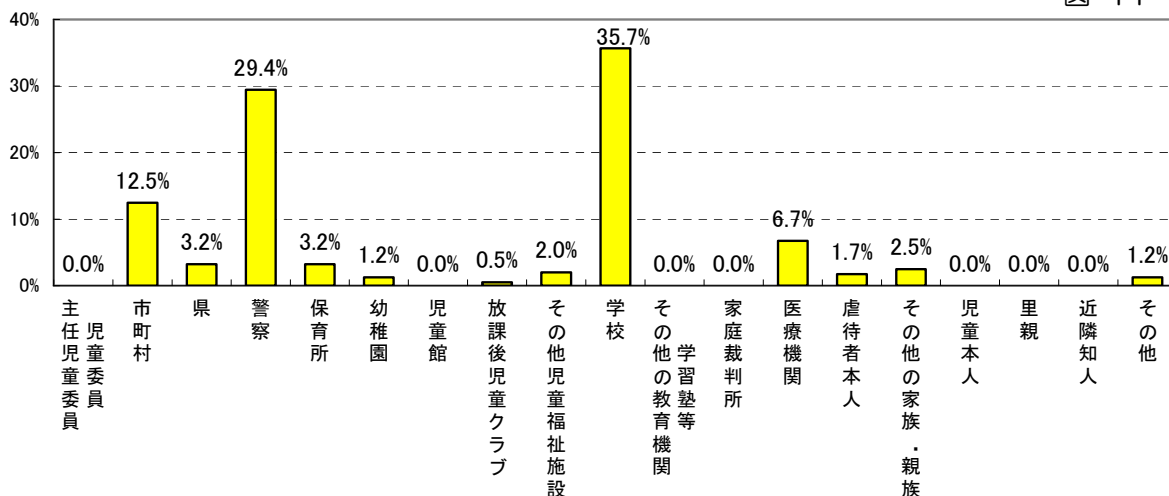
①48時間以内の安全確認の実施状況

図-43



②安全確認を実施した機関

図-44



※安全確認を実施した機関の割合は、児相が直接実施したものを除き算出している

②受付経路と安全確認を実施した機関

表-91 (件数、縦構成比)

受付経路 安全確認 を実施した機関	児童委員・ 主任児童委員		市町村		県		警察		保育所		放課後児童 クラブ		学校	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
児童委員・主任児童委員	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
市町村	0	0%	35	21%	3	7%	0	0%	0	0%	0	0%	4	3%
県	0	0%	2	1%	5	11%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%
警察	0	0%	3	2%	2	4%	107	66%	0	0%	0	0%	5	4%
保育所	0	0%	6	4%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%
幼稚園	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%
放課後児童クラブ	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	0	0%	1	50%	0	0%
その他の児童福祉施設	0	0%	2	1%	1	2%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
学校	2	50%	34	20%	3	7%	3	2%	0	0%	0	0%	57	41%
医療機関	0	0%	3	2%	0	0%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%
虐待者本人	0	0%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	3	2%
その他の家族・親族	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%
児童本人	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
近隣知人	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	0	0%	0	0%	3	7%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
児相が直接実施	2	50%	66	40%	25	56%	36	22%	5	100%	1	50%	61	44%
48時間以後の確認	0	0%	13	8%	3	7%	10	6%	0	0%	0	0%	8	6%
合計	4	100%	167	100%	45	100%	163	100%	5	100%	2	100%	139	100%

受付経路 安全確認 を実施した機関	医療機関		虐待者本人		その他の家 族・親族		児童本人		近隣知人		その他		総計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
児童委員・主任児童委員	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
市町村	0	0%	0	0%	3	3%	0	0%	5	9%	0	0%	50	6%
県	0	0%	0	0%	5	5%	0	0%	0	0%	0	0%	13	2%
警察	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	118	15%
保育所	0	0%	4	8%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	13	2%
幼稚園	0	0%	2	4%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	5	1%
放課後児童クラブ	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	0%
その他の児童福祉施設	0	0%	2	4%	2	2%	0	0%	0	0%	1	5%	8	1%
学校	10	20%	4	8%	19	20%	2	29%	7	13%	2	10%	143	18%
医療機関	18	37%	3	6%	2	2%	0	0%	0	0%	0	0%	27	3%
虐待者本人	0	0%	2	4%	0	0%	0	0%	0	0%	1	5%	7	1%
その他の家族・親族	0	0%	0	0%	7	8%	0	0%	0	0%	0	0%	10	1%
児童本人	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
近隣知人	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	10%	5	1%
児相が直接実施	18	37%	30	59%	47	51%	5	71%	42	76%	13	65%	351	44%
48時間以後の確認	3	6%	4	8%	6	6%	0	0%	0	0%	1	5%	48	6%
合計	49	100%	51	100%	93	100%	7	100%	55	100%	20	100%	800	100%

③48時間以内の安全確認を実施できなかった理由

表-92 (件数、横構成比)

48時間以内の安全確認を実施できなかった	子どもの特定ができなかった。所在が分からなかった	訪問したが、不在だった	調査に時間を要した	休日・休日前の受理だった	訪問を拒否された	その他
48	5	11	14	2	0	16
100.0%	10.4%	22.9%	29.2%	4.2%	0.0%	33.3%

※その他には、通告を受けた時点で、虐待発生後、相当の時間が経過し、通告時点での迅速な対応が必要なかった場合等がある。

④その後の安全確認

表-93 (件数、横構成比)

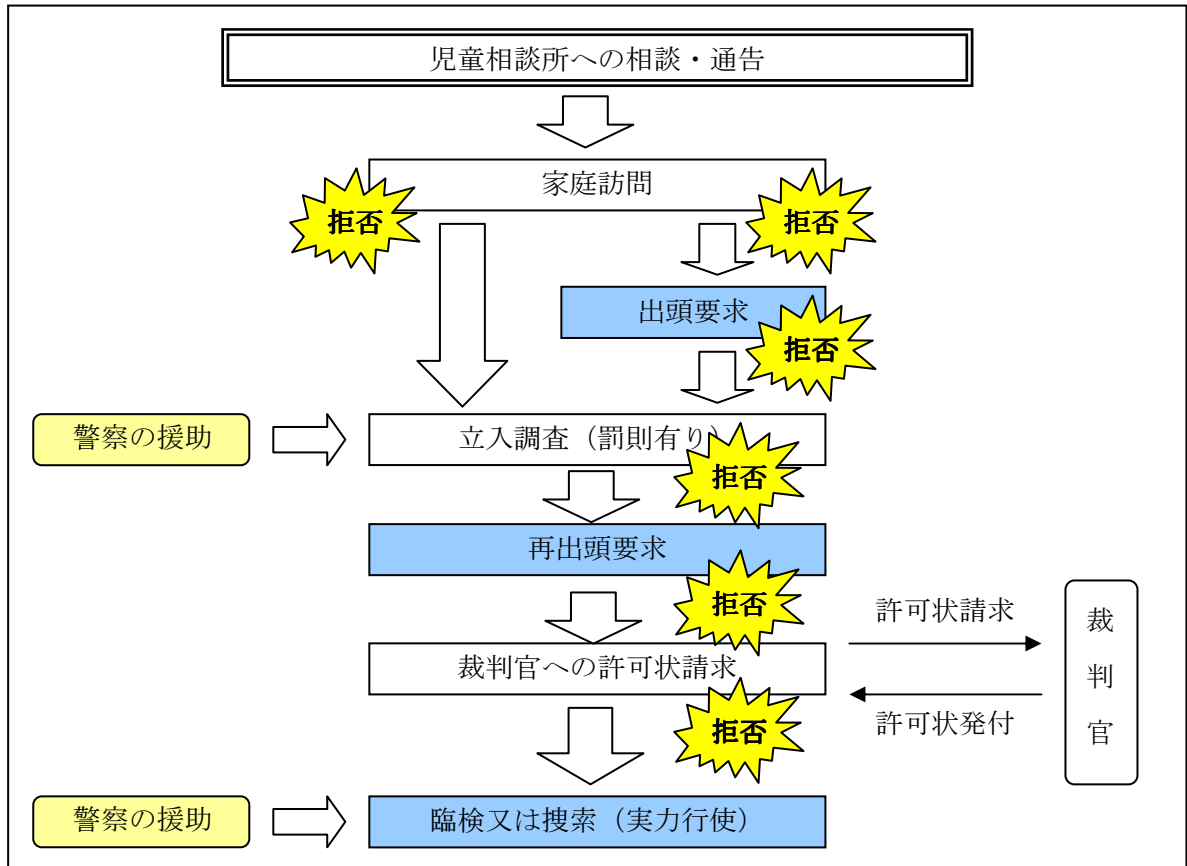
48時間以内の安全確認を実施できなかった	出頭要求・立入等によって確認した	出頭要求等以外の方法で児童相談所が、又は他機関が確認した	その後も安全確認できなかった
48	2	46	0
100.0%	4.2%	95.8%	0.0%

⑤安全確認時の法的対応

表-94 (件数)

出頭要求	立入調査	警察官の援助	臨検、捜索	計
0	2	9	0	11

○子どもの安全確認・保護のプロセス



(注) 児童の安全確認時における児童相談所の法的対応について

児童虐待防止法では、子どもの住居に立入調査することが認められている。この立入調査を強化するため、平成20年の同法の改正で新設された制度が「臨検・捜索」であり、裁判所の許可を得て、開錠して家屋に入るなどの強制的な調査が可能となった。なお、実行にあたっては、警察官、裁判所と連携して対応することが求められている。

① 出頭要求（児童虐待防止法第8条の2）

児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

② 立入調査

保護者が①の出頭の求めに応じない場合は、立入調査その他の必要な措置を講じる。

立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能であり、特に身体的虐待等により切迫した状況が想定される場合は、迅速に対応することが求められるほか、ネグレクトケースであっても、食事等の栄養補給を短期間でも絶たれた場合には、生命に関わる重大な事態に至ることが少なからずあることに留意して、迅速性を最優先にした対応をすべきである。

また、保護者が立入調査を拒否した場合、当該拒否に正当な理由がないと認めるときには、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場合には、警察署に告発することを検討する。

③ 再出頭要求（児童虐待防止法第9条の2）

保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

④ 臨検・捜索等（児童虐待防止法第9条の3）

保護者が③の再出頭要求を拒否した場合において、虐待が行われている疑いがあるときは子どもの安全確認を行い又はその安全を確保するため、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができる。

(2) 一時保護の状況

- 「性的虐待」、「身体的虐待」の一時保護実施割合が高く、虐待の重症度が高いほど、一時保護の割合が高くなっている。これは、「性的虐待」の場合、虐待者と同居した状態に置くことは著しく不相当であること、「身体的虐待」の場合、身体・生命の安全を確保することが優先されることから、通告後、速やかに一時保護を実施するケースが多いためである。
- 2ヶ月以上の長期保護の割合は2割を超えている。これは、児童福祉施設入所等の同意形成に時間を要するケースが少なくないこと、また、家庭復帰に向けた保護者や子どもへの支援を丁寧に行っていることによる。

①一時保護の実施と虐待種別

表-95 (人数、横構成比)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	DV目撃		計
					DV目撃を除く	DV目撃	
虐待相談受付数	234	12	294	260	174	86	800
うち一時保護あり	99	8	111	47	33	14	265
一時保護割合 (虐待相談受付数/一時保護)	42.3%	66.7%	37.8%	18.1%	19.0%	16.3%	33.1%

②一時保護の実施と虐待重症度

表-96 (人数、横構成比)

	生命の危機	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危機	計
虐待相談受付数	6	53	235	421	85	800
うち一時保護あり	5	38	146	61	15	265
一時保護割合 (虐待相談受付数/一時保護)	83.3%	71.7%	62.1%	14.5%	17.6%	33.1%

③一時保護実施施設

表-97 (件数、縦構成比)

	今回		前回		前々回	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一時保護所	231	78.8%	233	76.6%	159	85.5%
乳児院	31	10.6%	37	12.2%	15	8.1%
児童養護施設	19	6.5%	20	6.6%	10	5.4%
病院	3	1.0%	7	2.3%	2	1.1%
里親	1	0.3%	3	1.0%	0	0.0%
その他施設	8	2.7%	4	1.3%	0	0.0%
計	293	100.0%	304	100.0%	186	100.0%

※件数には複数回保護された人数も含まれるため、件数の合計と人数の合計は一致しない

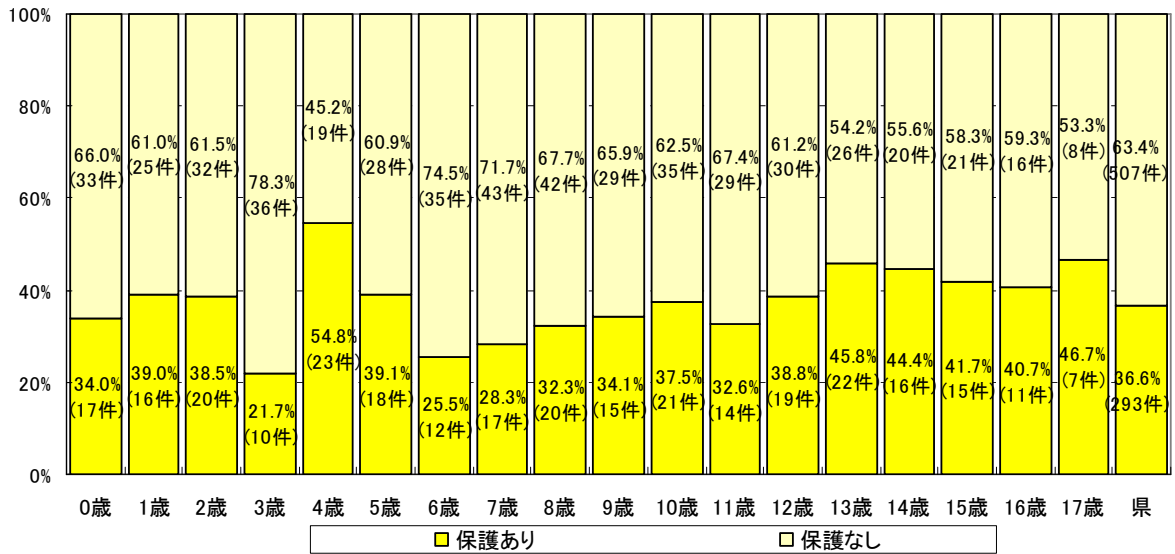
④一時保護の期間

表-98 (件数、横構成比)

～7日	～14日	～30日	～60日	～120日	120日～	計
45	46	53	81	57	11	293
15.4%	15.7%	18.1%	27.6%	19.5%	3.8%	100.0%

⑤一時保護時の年齢

図-45



⑥児童の身柄を確保した場所

表-99 (件数、横構成比)

児相	自宅	学校	保育所 幼稚園	病院	警察	その他	計
126	60	42	11	6	17	31	293
43.0%	20.5%	14.3%	3.8%	2.0%	5.8%	10.6%	100.0%

⑦保護者の同意の有無

表-100 (件数、横構成比)

最初から同意した	職権保護(保護者は 不同意のまま)	同意したが、途中で ひるがえしたため、職 権保護となった	職権保護したが、途 中で同意したため、 同意保護となった	計
207	49	1	36	293
70.6%	16.7%	0.3%	12.3%	100.0%

⑧一時保護後の退所先

表-101 (件数、縦構成比)

		今回		前回		前々回	
自宅		146	49.8%	171	56.3%	111	59.7%
親族等宅		30	10.2%	22	7.2%	4	2.2%
里親		9	3.1%	9	3.0%	4	2.2%
施設	母子生活支援施設	1	0.3%	3	1.0%	4	2.2%
	乳児院	13	4.4%	21	6.9%	10	5.4%
	児童養護施設	70	23.9%	63	20.7%	43	23.1%
	児童自立支援施設	5	1.7%	2	0.7%	5	2.7%
	その他施設	8	2.7%	8	2.6%	1	0.5%
その他		11	3.8%	5	1.6%	4	2.2%
計		293	100.0%	304	100.0%	186	100.0%

※「その他施設」には、知的障がい児施設等が含まれる。

(3) 援助内容

○施設入所等の親子分離を行ったものが120件、14%あり、重症度が高くなるほど、児童福祉施設入所の割合が高くなっている。一方、在宅での指導は736件、86%となっており、措置によらない指導である「助言指導」と「継続指導」は694件で、8割を超えている。

○虐待相談があったケースのうち、7割以上の保護者や児童に対して、児童相談所が何らかの継続的な支援を行っている。

①援助内容

表-102 (件数、縦構成比)

	今回		前回		前々回	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
助言指導終結(市町村等に引き継いで終了)	100	11.7%	132	19.3%	73	13.9%
助言指導終結(完全に相談終了)	101	11.8%				
継続指導	493	57.6%	389	57.0%	362	68.8%
他機関斡旋	0	0.0%	7	1.0%		0.0%
児童福祉施設入所	108	12.6%	106	15.5%	62	11.8%
里親委託	12	1.4%	11	1.6%	5	1.0%
児童福祉司指導	29	3.4%	37	5.4%	11	2.1%
福祉事務所送致	0	0.0%	0	0.0%	7	1.3%
その他	13	1.5%	1	0.1%	6	1.1%
計	856	100.0%	683	100.0%	526	100.0%

*計が合わないのは、一件に対して複数の処遇が行われている場合があるためである

②援助内容と虐待種別の関係

表-103 (件数、縦構成比)

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト		心理的虐待		DV目撃を除く		DV目撃		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
助言指導終結(市町村等に引き継いで終了)	24	9.8%	0	0.0%	38	11.4%	38	14.4%	34	19.1%	4	4.7%	100	11.7%
助言指導終結(完全に相談終了)	33	13.5%	1	6.7%	15	4.5%	52	19.7%	36	20.2%	16	18.6%	101	11.8%
継続指導	146	59.6%	8	53.3%	184	55.4%	155	58.7%	100	56.2%	55	64.0%	493	57.6%
他機関斡旋	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
児童福祉施設入所	29	11.8%	1	6.7%	66	19.9%	12	4.5%	4	2.2%	8	9.3%	108	12.6%
里親委託	1	0.4%	0	0.0%	11	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	1.4%
児童福祉司指導	10	4.1%	3	20.0%	11	3.3%	5	1.9%	2	1.1%	3	3.5%	29	3.4%
福祉事務所送致	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	2	0.8%	2	13.3%	7	2.1%	2	0.8%	2	1.1%	0	0.0%	13	1.5%
計	245	100%	15	100%	332	100%	264	100%	178	100%	86	100%	856	100%

③援助内容と虐待重症度の関係

表-104 (件数、縦構成比)

	生命の危機		重度虐待		中度虐待		軽度虐待		虐待の危機		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
助言指導終結(市町村等に引き継いで終了)	0	0.0%	1	1.6%	9	3.4%	68	15.8%	22	24.2%	100	11.7%
助言指導終結(完全に相談終了)	0	0.0%	5	8.2%	15	5.6%	72	16.7%	9	9.9%	101	11.8%
継続指導	2	28.6%	20	32.8%	161	60.3%	261	60.7%	49	53.8%	493	57.6%
他機関斡旋	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
児童福祉施設入所	4	57.1%	24	39.3%	55	20.6%	17	4.0%	8	8.8%	108	12.6%
里親委託	0	0.0%	1	1.6%	9	3.4%	1	0.2%	1	1.1%	12	1.4%
児童福祉司指導	1	14.3%	7	11.5%	14	5.2%	6	1.4%	1	1.1%	29	3.4%
福祉事務所送致	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0%	3	4.9%	4	1.5%	5	1.2%	1	1.1%	13	1.5%
計	7	100%	61	100%	267	100%	430	100%	91	100%	856	100%

④児童相談所による保護者・被虐待児童への支援の実施状況 表-105 (件数、横構成比)

	保護者に対して支援を行っている	子どもに対して支援を行っている	保護者と子どもに対して支援を行っている	支援は行っていない	計
県	170	28	373	229	800
	21.3%	3.5%	46.6%	28.6%	100.0%

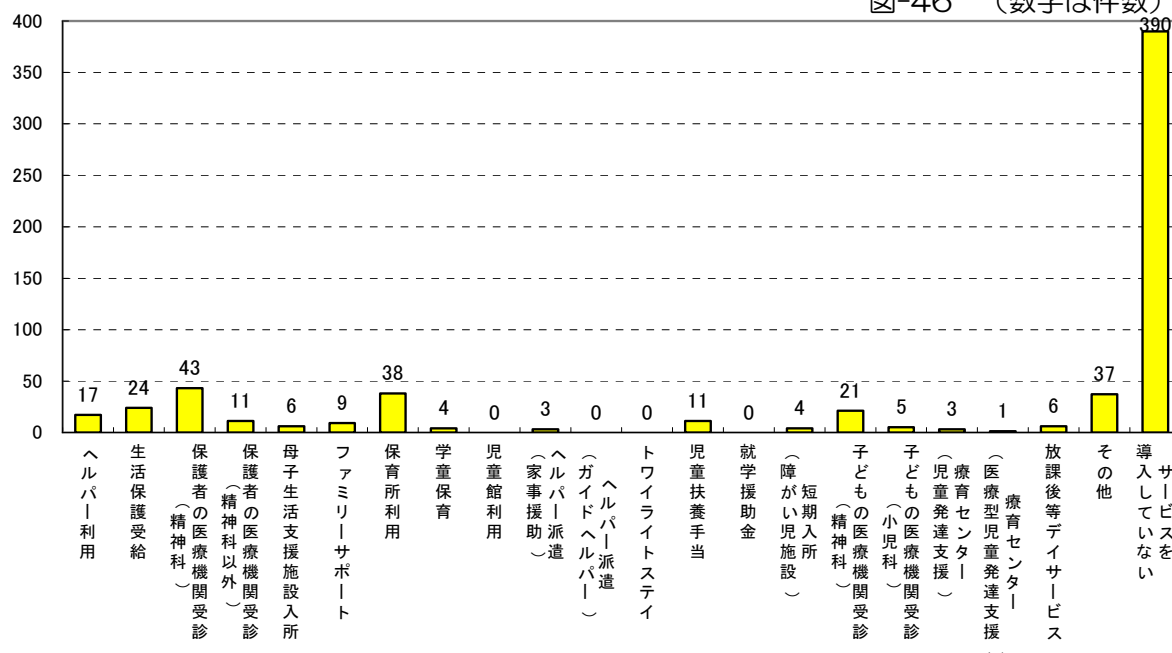
※「援助は行っていない」には、「助言指導終結」等により、継続的な援助を行っていないケースが含まれている。

⑤児童相談所による保護者・被虐待児童への支援の内容 表-106 (件数、縦構成比)

	保護者		児童	
来所してもらい個別面接(定期的)	71	13.1%	61	15.2%
来所してもらい個別面接(不定期)	186	34.3%	78	19.5%
家庭訪問による面接(定期的)	45	8.3%	30	7.5%
家庭訪問による面接(不定期)	313	57.6%	161	40.1%
施設に訪問しての面接(定期的)	3	0.6%	17	4.2%
施設に訪問しての面接(不定期)	15	2.8%	75	18.7%
個別心理療法	1	0.2%	19	4.7%
グループ療法	0	0.0%	0	0.0%
精神科医療	22	4.1%	16	4.0%
その他の医療	1	0.2%	3	0.7%
その他	41	7.6%	21	5.2%
支援を行っている	543	100.0%	401	100.0%

⑥保護者・被虐待児童支援のために導入したサービスの内容

図-46 (数字は件数)



※「サービスを導入していない」には、サービスを紹介したが、サービスにつながらなかった件数も含まれる。

(4) 社会的養護による支援

(社会的養護の実施に対する被虐待児童の態度)

○乳幼児や知的障がい等で意思の確認ができない場合を除き、全てのケースで、社会的養護に同意している。

(社会的養護の実施に対する保護者(虐待者)の態度)

○ほとんどの場合、保護者(虐待者)から同意を得られているが、「かなり苦労した」ケースが12.6%あり、「家裁審判」による入所も3.4%ある。

※社会的養護

家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組みを「社会的養護」と呼ぶ。具体的には、「家庭養護」(養子縁組・里親・ファミリーホーム)と、「施設養護」(児童養護施設・乳児院など)に、大きく分けることができる。

①社会的養護の実施先 表-107 (件数、縦構成比)

	件数	割合
鶴岡乳児院	21	17.5%
双葉荘	23	19.2%
山形学園	19	15.8%
寒河江学園	8	6.7%
興望館	10	8.3%
七窪恩園	12	10.0%
朝日学園	5	4.2%
最上学園	3	2.5%
やまなみ学園	3	2.5%
鳥海学園	2	1.7%
療育訓練センター	2	1.7%
里親	12	10.0%
計	120	100.0%

※複数の社会的養護が行われている子どもがいるため、件数と人数の計は一致しない。

②社会的養護の実施に対する被虐待児童の態度と虐待種別 表-108 (人数、縦構成比)

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト		心理的虐待		DV目撃を除く		DV目撃		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
説明に同意	17	56.7%	1	100.0%	44	57.9%	7	58.3%	2	50.0%	5	62.5%	69	58.0%
しぶしぶ同意(あきらめを含む)	3	10.0%	0	0.0%	6	7.9%	2	16.7%	1	25.0%	1	12.5%	11	9.2%
意思の疎通が困難	10	33.3%	0	0.0%	26	34.2%	3	25.0%	1	25.0%	2	25.0%	39	32.8%
計	30	100.0%	1	100.0%	76	100.0%	12	100.0%	4	100.0%	8	100.0%	119	100.0%

※「意思の疎通が困難」には、年齢が小さかったり、知的障がい等で、意思表示ができないものが含まれる。

③社会的養護の実施に対する被虐待児童の態度と虐待重症度 表-109 (人数、縦構成比)

	生命の危機		重度虐待		中度虐待		軽度虐待		虐待の危機		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
説明に同意	1	25.0%	17	68.0%	45	70.3%	5	29.4%	1	11.1%	69	58.0%
しぶしぶ同意(あきらめを含む)	0	0.0%	1	4.0%	5	7.8%	4	23.5%	1	11.1%	11	9.2%
意思の疎通が困難	3	75.0%	7	28.0%	14	21.9%	8	47.1%	7	77.8%	39	32.8%
計	4	100.0%	25	100.0%	64	100.0%	17	100.0%	9	100.0%	119	100.0%

④社会的養護の実施に対する保護者(虐待者)の態度と虐待種別 表-110 (人数、縦構成比)

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト		心理的虐待		DV目撃を除く		DV目撃		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
すぐ同意	10	33.3%	0	0.0%	41	53.9%	5	41.7%	2	50.0%	3	37.5%	56	47.1%
比較的簡単に同意	15	50.0%	0	0.0%	26	34.2%	2	16.7%	0	0.0%	2	25.0%	43	36.1%
かなり苦労するも同意	3	10.0%	1	100.0%	7	9.2%	4	33.3%	1	25.0%	3	37.5%	15	12.6%
家裁に申し立て後に同意	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家裁の審判で入所	1	3.3%	0	0.0%	2	2.6%	1	8.3%	1	25.0%	0	0.0%	4	3.4%
入所に納得せず	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	30	100.0%	1	100.0%	76	100.0%	12	100.0%	4	100.0%	8	100.0%	119	100.0%

⑤社会的養護の実施に対する保護者（虐待者）の態度と虐待重症度 表-111（人数、縦構成比）

	生命の危機		重度虐待		中度虐待		軽度虐待		虐待の危機		計	
すぐ同意	1	25.0%	12	48.0%	31	48.4%	7	41.2%	5	55.6%	56	47.1%
比較的簡単に同意	2	50.0%	4	16.0%	25	39.1%	8	47.1%	4	44.4%	43	36.1%
かなり苦勞するも同意	1	25.0%	7	28.0%	5	7.8%	2	11.8%	0	0.0%	15	12.6%
家裁に申し立て後に同意	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家裁の審判で入所	0	0.0%	1	4.0%	3	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.4%
入所に納得せず	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	4	100.0%	25	100.0%	64	100.0%	17	100.0%	9	100.0%	119	100.0%

⑥被虐待児童への心理ケアの実施状況 表-112（人数、横構成比）

児相	施設	児相と施設	なし	計
6	17	1	95	119
5.0%	14.3%	0.8%	79.8%	100.0%

⑦被虐待児童への心理ケアの実施頻度 表-113（人数、横構成比）

	週1回	週2回	週3回以上	月1回	月2回	計
児相	1	0	0	5	0	6
	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	100.0%
施設	4	0	0	12	1	17
	23.5%	0.0%	0.0%	70.6%	5.9%	100.0%
児相と施設	0	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
計	5	0	0	18	1	24
	20.8%	0.0%	0.0%	75.0%	4.2%	100.0%

⑧保護者指導の実施状況 表-114（人数、横構成比）

あり	なし	計
74	45	119
62.2%	37.8%	100.0%

※保護者指導の主な内容として、「保護者の生活の安定」、「面会交流の実施」、「保護者の児相への定期通所」、「これまでの養育の反省」等がある。

※保護者指導がない理由として、「保護者が虐待を認めている」、「他機関による支援」、「保護者が子どもを養育することができないことが明白」等がある。

⑨面会通信制限の実施状況 表-115（人数、横構成比）

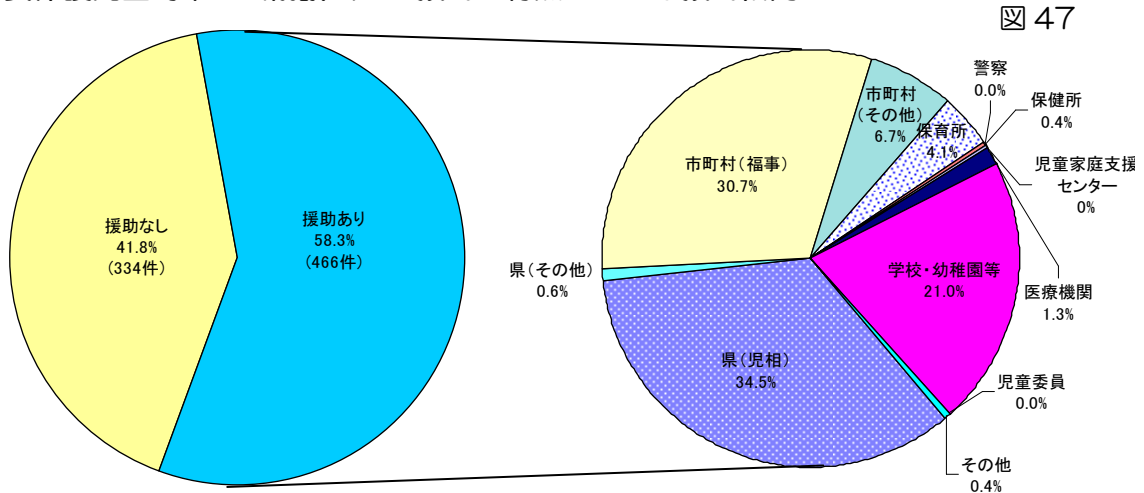
あり			なし	計
	指導	行政処分		
34	32	2	85	119
28.6%	26.9%	1.7%	71.4%	100.0%

※面会通信制限の主な内容として、「面会交流の回数と場所の制限」、「面会・交流等は児童相談所を通すように指導」、「保護者に対し、措置施設を非開示とするとともに、面会通信についてもすべて制限」等がある。

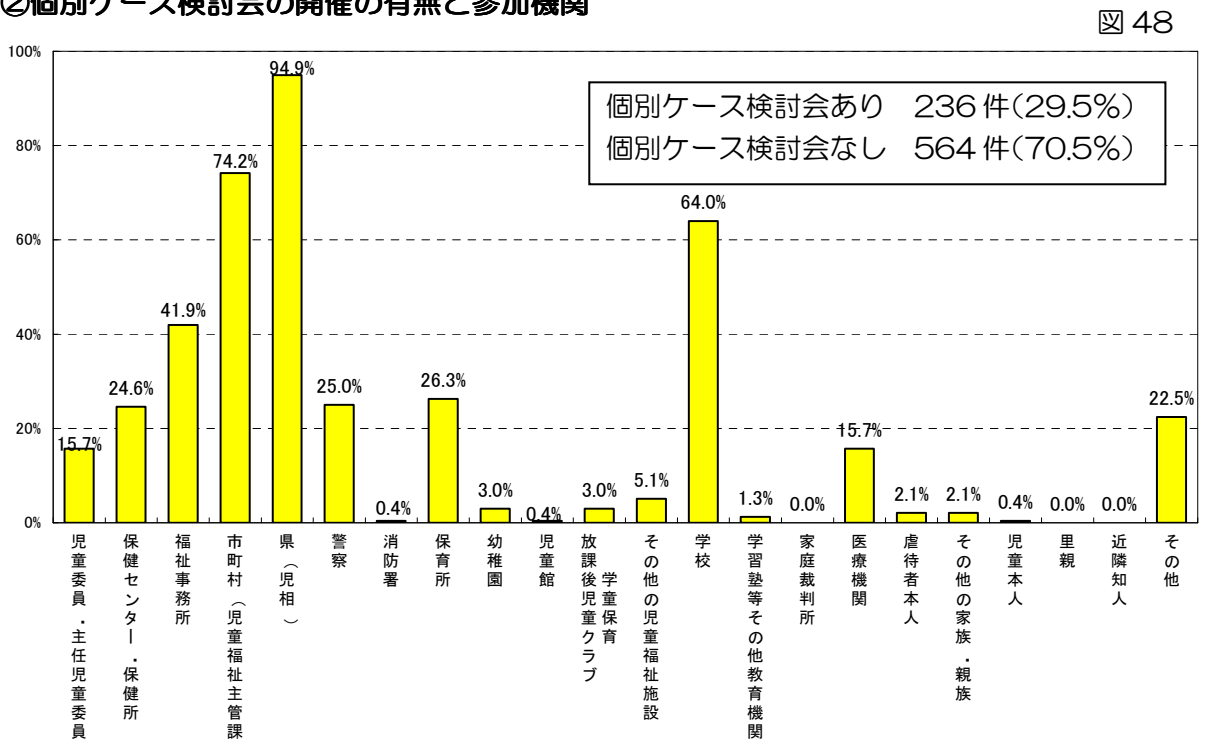
(5) 要保護児童対策地域協議会での援助（相談受付後）

- 児童相談所で相談を受けてから、要保護児童対策地域協議会で援助を行ったケースは466件、58.3%となっている。そのうち主たる援助機関は、「県（児相）」34.5%、「市町村（福事）」30.7%、「学校・幼稚園等」21.0%となっている。
- 援助なしのケースについては、社会的養護を実施したものや、「虐待の危惧」等で市町村に引き継がずに助言指導で終了したものがほとんどである。
- 個別ケース検討会を開いたケースは236件、29.5%で、約3割を占める。個別ケース検討会に参加した機関は、「県（児相）」94.9%、「市町村（児童福祉主管課）」74.2%で、ほとんどの検討会に「県（児相）」が参加している。
- 児相は、在宅での継続的な支援が必要なほとんどのケースについて、要対協につないでおり、特に関係機関で支援方針や役割分担の検討が必要なものについて、個別ケース検討会の開催を要請している。

①要保護児童対策地域協議会での援助の有無と主たる援助機関



②個別ケース検討会の開催の有無と参加機関



(6) 援助実施後の状況

○担当者の判断による評価では、良い方向に改善されたものが7割を超えている。
 ○虐待重症度との関係では、「軽度」「虐待の危惧」の場合には、状況変化の度合いも小さい範囲となっているが、重症度が高くなると、援助による改善が大きくみられている。

①援助実施後の状況と虐待種別

表-116 (件数、横構成比)

	かなり改善した	やや改善した	変わらない	やや悪化した	かなり悪化した	計
今回 (H21-H24)	93 11.6%	500 62.5%	191 23.9%	13 1.6%	3 0.4%	800 100.0%
前回 (H17-H20)	95 16.4%	401 69.1%	80 13.8%		4 0.7%	580 100.0%
前々回 (H14-H16)	36 12.4%	133 45.9%	121 41.7%		0 0.0%	290 100.0%

※前回、前々回は、「不明」「回答なし」を除く、有効回答数。

②援助実施後の状況と虐待種別

表-117 (件数、縦構成比)

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト		心理的虐待		DV目撃を除く		DV目撃		計	
	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比
かなり改善した	25	10.7%	1	8.3%	33	11.2%	34	13.1%	19	10.9%	15	17.4%	93	11.6%
やや改善した	149	63.7%	9	75.0%	190	64.6%	152	58.5%	102	58.6%	50	58.1%	500	62.5%
変わらない	53	22.6%	2	16.7%	67	22.8%	69	26.5%	50	28.7%	19	22.1%	191	23.9%
やや悪化した	6	2.6%	0	0.0%	2	0.7%	5	1.9%	3	1.7%	2	2.3%	13	1.6%
かなり悪化した	1	0.4%	0	0.0%	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%
計	234	100%	12	100%	294	100%	260	100%	174	100%	86	100%	800	100%

③援助実施後の状況と虐待重症度

表-118 (件数、縦構成比)

	生命の危機		重度虐待		中度虐待		軽度虐待		虐待の危惧		計	
	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比	件数	縦構成比
かなり改善した	2	33.3%	8	15.1%	21	8.9%	58	13.8%	4	4.7%	93	11.6%
やや改善した	3	50.0%	33	62.3%	166	70.6%	253	60.1%	45	52.9%	500	62.5%
変わらない	1	16.7%	12	22.6%	38	16.2%	107	25.4%	33	38.8%	191	23.9%
やや悪化した	0	0.0%	0	0.0%	8	3.4%	2	0.5%	3	3.5%	13	1.6%
かなり悪化した	0	0.0%	0	0.0%	2	0.9%	1	0.2%	0	0.0%	3	0.4%
計	6	100.0%	53	100.0%	235	100.0%	421	100.0%	85	100.0%	800	100.0%